

申出書の郵送手続きについて

<対象者>

当館管轄地内<NSW州、NT（北部準州）>に在留している方で、当館に在留届を提出している方。

※近郊にお住まいの方でも郵送にて届出ができます。

<必要書類>

当館 HP で必要書類を確認してください。

※パスポートの原本は郵送しないでください。(Certified Copy1 通、普通のコピー1 通を送付していただきます。)

※オーストラリア市民権証書、Change of name Certificate 等は原本を郵送していただきますが、返却いたします。

返却用の返信用封筒もご用意お願いいたします。

<届出の流れ>

1. 手戻りがないよう必要書類の準備ができましたら、郵送前に当館メールアドレス
(cgryoji@sy.mofa.go.jp) まで必要書類を送付いただき、記載内容、添付書類の確認を行います。
メール本文には氏名、電話番号の記載をしてください。
※添付書類の容量が 10Mb を超えるとメールを受信できません。その場合は複数のメールに分けてお送りください。
※追記等ありますので、届出用紙はまず 1 枚ご記入ください。(届出日は空欄のまま、署名と捺印はまだしないでください。)

恐れ入りますがメール送信後に一度、到着確認のため当館までお電話ください。

2. 書類の確認後、当館よりメールに記載いただいた電話番号にご連絡し、追記・訂正などのご案内や問題がない旨お伝えし、その後、当館に届くよう必要書類を郵送していただきます。
書類郵送の際は、必ず EXPRESS POST 又は REGISTERED POST の追跡番号付きの封筒をご使用ください。

<郵送先>

Consulate-General of Japan in Sydney (Consular Section) 宛

GPO Box 4125, Sydney, NSW 2001

3. 郵送後、ご自身でトラッキングし、郵送物が“Delivered”になりましたら念のため当館まで書類到着確認のお電話をお願いします。
Australia Post トラッキング <https://auspost.com.au/mypost/track/#/search>
ご不明な点がございましたら、当館の領事部（02-9250-1000）までお問い合わせください。

※郵送中の紛失・損傷等について、当館は一切責任を負いかねます。